

# 計画段階環境配慮書の概要

(奈良市新クリーンセンター建設事業)

# 目次

1. 対象事業の目的と内容(P2～P5)
2. 計画段階配慮事項の選定(P6～P8)
3. 配慮事項の検討に係る  
調査、予測及び評価の手法と結果(P9～P30)
4. 環境影響の総合的な評価(P31)
5. 審査部会における部会意見(案)(P32～P33)

# 1. 配慮書対象事業の目的と内容

## 配慮書対象事業に係る構造物の構造等

(※配慮書 2-12頁)

工作物の種類等	項目	計画諸元
ごみ焼却施設	処理能力	約586t/日
	処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ(切断)
	処理方式	未定
	排ガス処理設備	乾式ろ過式集じん器(バグフィルタ)、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置、脱硝装置 (詳細は今後の検討による)
	構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造(詳細は今後の検討による)
	熱回収方法	廃熱ボイラ方式
	運転計画	24時間連続運転
	給水設備	生活用水:上水 プラント用水:上水(予定)
	排水処理設備	プラント系排水:処理後、場内再利用、余剰分を下水道放流 生活系排水:下水道放流

# 配慮書対象事業における単一案等の項目

(※配慮書 2-7頁, 2-8頁)

位置	単一案	<ul style="list-style-type: none"><li>・5市町合同勉強会で検討した建設候補地選定の考え方</li><li>① 幹線道路に近接していること等、ごみ搬入にあたっての交通結節がよい場所であること。</li><li>② 大規模な造成工事を必要としない平坦地で、市街地から離隔し、土地利用上の制限を極力受けないこと。電力、上下水道等インフラが整備されていること。</li><li>③ 収集運搬コスト面からも、施設周辺の地理的条件や人口重心等を考慮すること。</li><li>④ 参加市町のごみ処理の負担と責任の公平性や住民理解を十分に考慮する必要がある。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・以上を踏まえ、大和郡山市との市境である奈良市七条地区を<b>最終的に候補地</b>としたものである。</li></ul>
----	-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 配慮書対象事業における複数案の設定

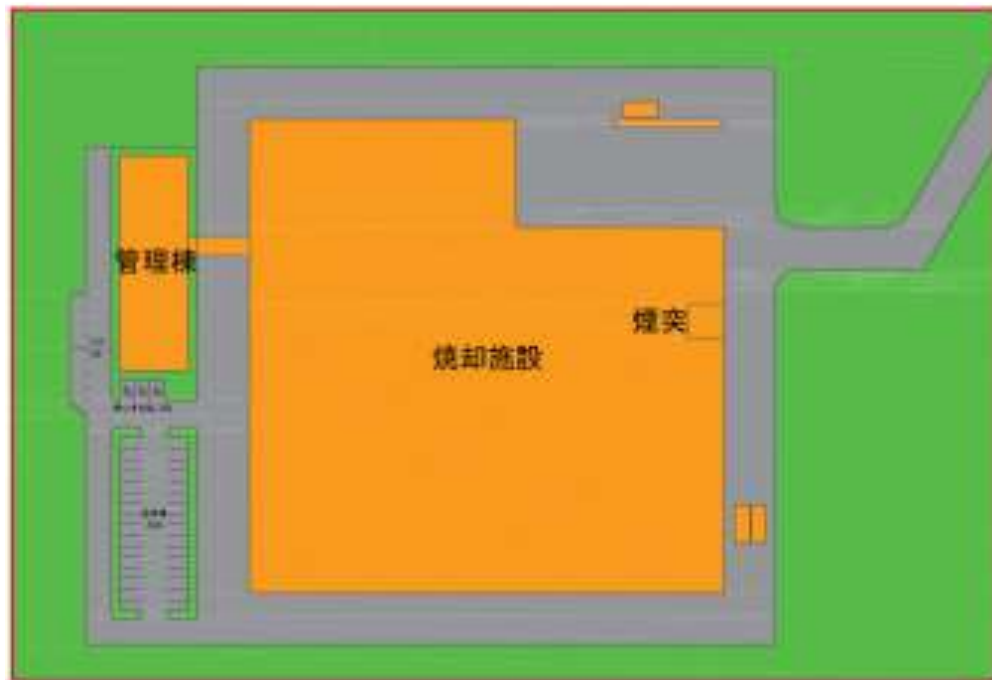
(※配慮書 2-8頁)

区分	A案			B案		
リサイクル施設設置の有無	無			有		
煙突高さ(m)	50	59	70	50	59	70
概要	対象事業実施想定区域の南側に焼却施設を配置し、東西方向の処理の流れ(煙突は東側)に配置する。			対象事業実施想定区域の南側に焼却施設、北側にリサイクル施設を配置し、両施設ともに東西方向の処理の流れ(煙突は東側)に配置する。		
環境影響の観点からの特徴	<p><b>リサイクル施設設置の有無</b>                      リサイクル施設設置の有無により、敷地面積が異なるとともに、周辺からの計画施設の見え方(景観)に差が生じる可能性がある。</p> <p><b>煙突高さ</b>                      煙突高さは一般に高くなるにつれて、排出ガスは広範囲に拡散し、地表での濃度(着地濃度)は低くなる。  <b>59m:</b> 近接する大和郡山市清掃センターにおける煙突高さであり、航空法に基づく航空障害灯の設置を要しない最高の高さ  <b>50m,70m:</b> 排出ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響を比較・検討する高さ</p>					

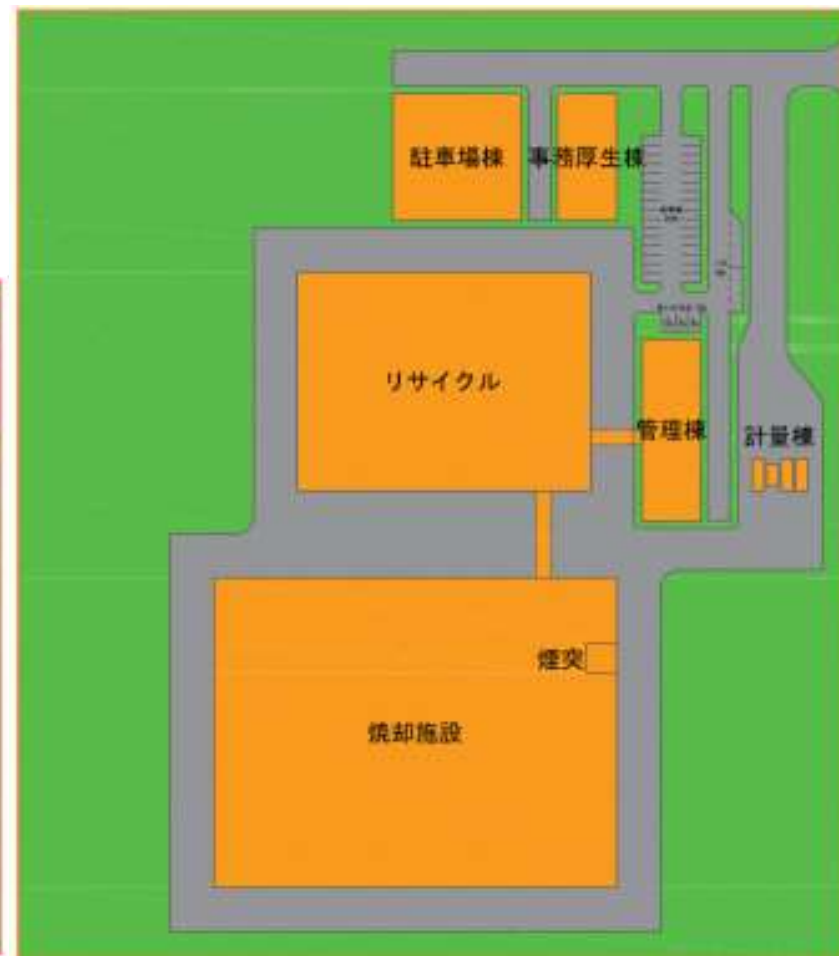
# 配慮書対象事業における複数案の設定

(※配慮書 2-9頁)

施設配置(A案、B案)、煙突高さ(50m,59m,70m)  
による複数案を設定



(A案)



(B案)

## 2. 計画段階配慮事項の選定

### 奈良県環境影響評価技術指針（第6条）

- 把握した「事業特性」「地域特性」を踏まえ、「影響要因（施設の存在等）」が「環境要素（大気質等）」に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討する。
- 選定に当たっては、事業特性に応じて、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえ、区分された影響要因ごとに検討する。

「環境要素」...重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素

「影響要因」...対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因

# 計画段階配慮事項の設定

(※配慮書 4-1, 4-2頁)

環境要素の区分		環境要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用	
			施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○
		騒音		
		振動		
		悪臭		
	水環境	水質		
		水底の底質		
		地下水の水質及び水位		
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質		
		地盤		
		土壌		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物			
	植物			
	生態系			
人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	○		
	人と自然とのふれあいの活動の場			
	文化財			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等			
	温室効果ガス等			



# 配慮書対象事業における 計画段階配慮事項の選定

(※配慮書 4-4, 4-5頁)

影響要因	環境要素	選定理由
施設の存在	景観	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>施設の存在</u>により主要な眺望点における景観が変化し、重大な影響を及ぼすおそれがある。</li><li>・ 複数案の<u>施設の配置</u>や<u>煙突高さ</u>による影響に差異があると想定。</li></ul> <p>→計画段階配慮事項として選定</p>
施設の稼働	大気質	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>焼却施設の稼働</u>に伴い発生する排ガス中に含まれる大気汚染物質により、周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがある。</li><li>・ 複数案(<u>煙突高さ</u>)による周辺地域への影響に差異があると想定。</li></ul> <p>→計画段階配慮事項として選定</p>

### 3. 配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法と結果 施設の稼働による影響の調査、予測及び評価の手法(大気質) (※配慮書 5-2頁)

調査すべき情報	<p>(1)二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び大気質に係る有害物質(水銀、ダイオキシン類)の濃度の状況</p> <p>(2)気象の状況 地上気象(風向・風速)</p>
調査の基本的な手法	<p>(1) 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び大気質に係る有害物質の濃度の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理によった。</p> <p>(2)気象の状況 奈良地方気象台、大阪管区気象台における観測データの収集、整理によった。</p>
調査地域	<p>情報を把握する範囲を対象事業実施想定区域から半径4kmとしたが、その範囲に大気汚染常時監視測定局、地域気象観測所が存在しない場合があることから、範囲を広げて調査した。</p>
予測の基本的な手法	<p>「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」(平成12年12月、公害研究対策センター)に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度を予測した。</p>
予測地域	<p>二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び大気質に係る有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、情報を把握する範囲の半径4kmの範囲とした。</p>
評価の手法	<p>複数案(煙突高さ)ごとに比較、整理し、重大な環境影響の有無、環境影響の差について検討するほか、環境基準等との整合が図られているかを検討した。</p>

# 施設の稼働による大気質への影響の予測結果

(※配慮書 6-28頁)

区 分			最大着地濃度	バックラウンド濃度	将来予測濃度 (年平均値)	位置
煙 突 高 50 m	窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	(ppm)	0.00026	0.010	0.010	対象事業実施 想定区域の 東北東約840m
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	(ppm)	—	—	0.009	
	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.00026	0.003	0.003	
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m <sup>3</sup> )	0.000051	0.016	0.016	
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.00051	0.0091	0.010	
	水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	0.00015	0.0017	0.0019	
煙 突 高 59 m	窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	(ppm)	0.00022 (0.846)	0.010	0.010 (0.996)	対象事業実施 想定区域の 東北東約880m
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	(ppm)	—	—	0.009 (0.998)	
	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.00022 (0.846)	0.003	0.003 (0.988)	
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m <sup>3</sup> )	0.000044 (0.863)	0.016	0.016 (1.000)	
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.00044 (0.863)	0.0091	0.010 (0.993)	
	水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	0.00013 (0.867)	0.0017	0.0018 (0.989)	
煙 突 高 70 m	窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	(ppm)	0.00019 (0.731)	0.010	0.010 (0.993)	対象事業実施 想定区域の 東北東約910m
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	(ppm)	—	—	0.009 (0.996)	
	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.00019 (0.731)	0.003	0.003 (0.979)	
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m <sup>3</sup> )	0.000038 (0.745)	0.016	0.016 (0.999)	
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.00038 (0.745)	0.0091	0.0095 (0.986)	
	水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	0.00011 (0.733)	0.0017	0.0018 (0.978)	

注:各欄( )は煙突高50mを1.000としたときの割合を示す。

# 施設の稼働による大気質への影響の予測結果

(※配慮書 6-29頁)

## 環境基準等との整合

・環境基準整合状況について、**煙突高さ50mの場合を代表**させて示す。

区 分		年平均 予測濃度	日平均 予測濃度	環境基準等	
煙 突 高  50 m	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.009	0.020	日平均値:0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	(ppm)	0.003	0.006	日平均値:0.04ppm以下
	浮遊粒子状物質(SPM)	(mg/m <sup>3</sup> )	0.016	0.036	日平均値:0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.010	—	年平均値:0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
	水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	0.0019	—	年平均値:0.04μg/m <sup>3</sup> 以下

注:日平均予測濃度:年平均予測濃度から回帰式を用いて日平均値の2%除外値(日平均値の98%値)に換算した。

なお、ダイオキシン類、水銀については、環境保全目標が年平均値であるため換算していない。

水銀は指針値(今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第7次答申)(平成15年中央環境審議会))

・全ての予測項目で**最大着地濃度は、バックグラウンド濃度に比べ低く、複数案の将来濃度は同程度の値**となった。また、**環境基準等を下回ると**評価され、**重大な環境影響はないもの**と考える。

# 審査部会における意見概要、事業者の見解(大気質)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>計画施設に係る環境保全目標値(自主管理値)の硫黄酸化物の欄、法令等基準値K値17.5以下と環境保全目標値(自主管理値)50以下とはどういった意味ですか。</p>	<p>K値17.5は、法令に基づいた排出基準算出のための係数であり、単位はなく、50以下というのは、単位がppmです。概算にはなりますが、K値17.5を用いて算出した場合の排出基準と同等の排出量になる硫黄酸化物濃度は、2,000から3,000ppm程度となります。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>計画施設に係る環境保全目標値(自主管理値)の水銀の自主管理値の根拠は何ですか。</p>	<p>法令等基準値と同じ<math>30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}</math>以下としています。水銀の基準値は、水俣条約の締結とその運用の開始に合わせ設定されたため、(平成28年2月の条約締結後)4年から5年程度になります。現在この基準値を採用して稼働している施設の排出状況、水銀体温計等の水銀を含む廃棄物を焼却した場合に極端に濃度が高くなることがある、ということ踏まえて、法令等基準値と同じ数値を用いています。全国的に見ても、<math>30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}</math>以下を採用している施設が多く、突発的な極端に高い水銀濃度にどう対応していくかが課題となっていると考えています。</p> <p>また、処理方式の例として、バグフィルターの前で活性炭を吹き込む方式をとられている施設が多く、十分な除去効果を得られています。</p>	
<p>計画施設に係る環境保全目標値(自主管理値)のダイオキシン類の自主管理値の根拠は。</p>	<p>ダイオキシン類についても、水銀と同様に、全国的に見て、新設の施設で採用されている数値を設定しています。今後の事業の検討等により、より低い数値が設定される可能性もあります。</p>	

## 審査部会における意見概要、事業者の見解(大気質)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>気象条件に用いた具体的な数値について。また、長期平均濃度(年平均濃度)は1日ごとに濃度を計算して、それを平均したものですか。</p>	<p>風向風速については、平成31年度における1年間の1時間値を使用しています。長期平均濃度(年平均濃度)の算出については、例えば北から風が吹いている場合の煙突から風下方向への濃度を一定距離ピッチごとに計算し、1年間の1時間ごとに算出した大気安定度の出現率をかけ、すべて足しています。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>B案のリサイクル施設とはどういったものですか。A案・B案で大気汚染物質の計算値が変わっていないようですが。</p>	<p>詳細は今後の検討になりますが、リサイクル施設では破碎・選別が中心で、焼却はしないため大気汚染物質は排出されないと想定しています。</p>	
<p>大気質については焼却処理方式が決まらなるとどういった物質が出てくるか分からないのではないのでしょうか。</p>	<p>焼却処理方式によって、排出ガス量・温度に大きく差はないと考えています。現在は、あくまでも計画段階の環境配慮となり、重大な環境影響の有無、複数案の比較検討を主目的としています。今後のアセスメントの準備書の中では、現地での気象の測定を行い、そのデータに基づき、長期平均濃度(年平均濃度)だけでなく、様々な予測を実施していくことになると考えられます。</p>	

# 審査部会における意見概要、事業者の見解(大気質)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>大気質の予測結果として、煙突をどの高さにしても大きな影響はない、と結論されていますが、景観への配慮を優先するだけでなく、大気質に関しても配慮すべきでは。</p>	<p>配慮書では、既存資料や類似施設を参考として、長期平均濃度(年平均値)を予測し、評価を行っています。</p> <p>今後の準備書段階における大気質の予測は、現地における大気質調査、気象調査(地上気象通年観測、上層気象)結果をふまえたうえで、長期平均濃度(年平均値)、短期高濃度(1時間値)(一般的な気象条件下、逆転層形成時、フュミゲーション時)について、予測、評価を行うことになると考えています。</p> <p>この場合にあつて、煙突高さに起因して、大気質の影響が大きくなると予測される場合は、改めて煙突高さを検討することもあります。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>最大着地濃度がバックグラウンド濃度に比べて低い、ということは、大気汚染されている現況のため、事業による多少の増は影響が小さい、と考えるのでしょうか。</p>	<p>大気質現況は殆どの項目について、環境基準を下回っています。現況に事業による多少の増があっても問題無い、という訳ではなく、環境基準は十分クリアしている現況であり、最大着地濃度はそれよりも低い、というものです。</p>	

### 3. 配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法と結果

#### 施設の存在による影響の調査、予測及び評価の手法(景観) (※配慮書 5-3頁)

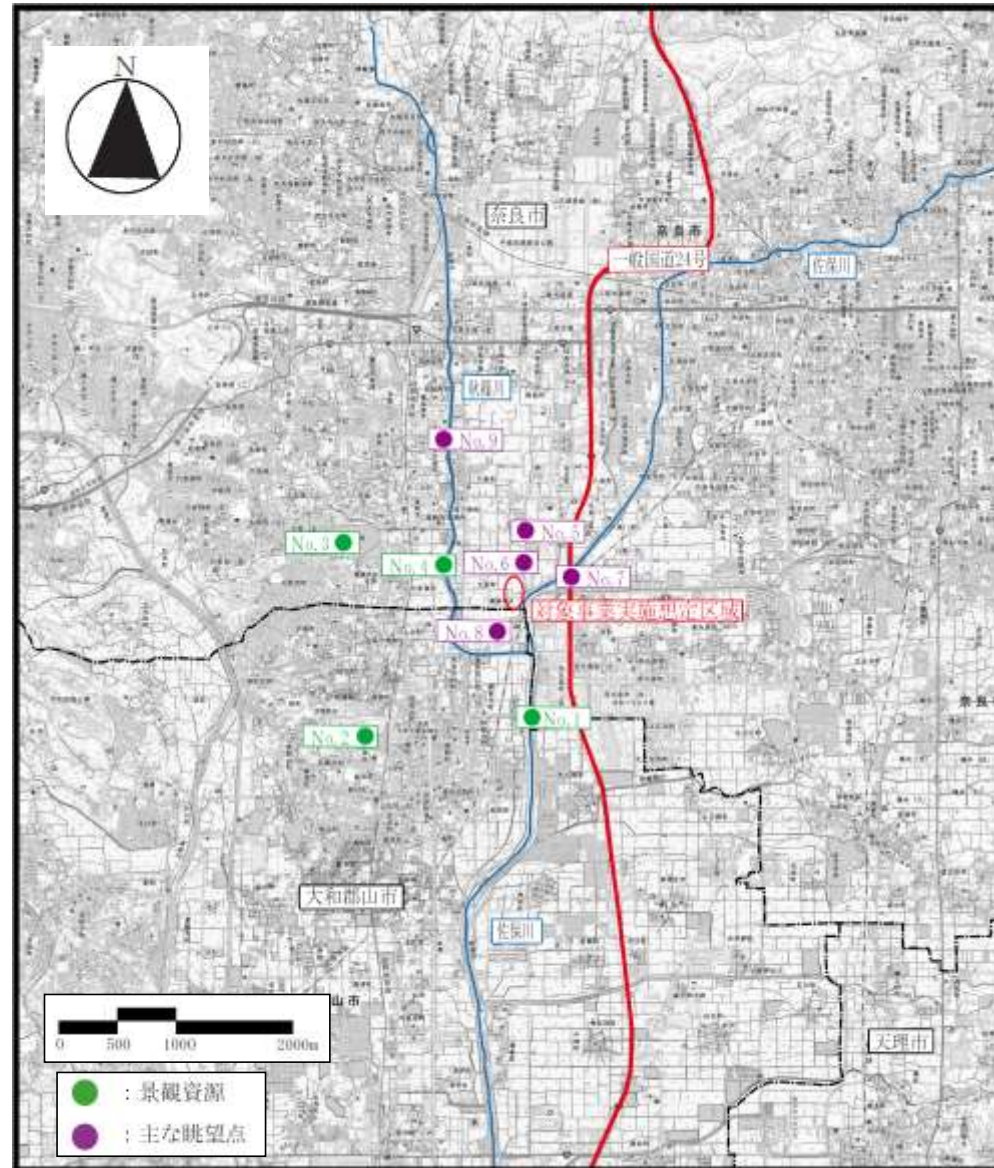
調査すべき情報	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料調査及び現地踏査
調査地域	対象事業実施想定区域から半径約4kmの範囲とした。
予測の基本的な手法	<p>主要な眺望点及び景観資源と複数案との位置関係を整理し、代表的な眺望点からの簡易フォトモンタージュを作成することにより、施設の存在による眺望景観の変化の程度について予測した。</p> <p>あわせて仰角を算出し、眺望景観の変化の程度を予測した。</p>
予測地域	調査地域に同じ。
評価の手法	各計画施設案における重大な環境影響の程度を比較・整理し、重大な環境影響について検討した。



# 周辺の景観資源及び主な眺望点

(※配慮書 6-30, 6-31頁)

区分	名称
景観資源	No.1 羅城門橋
	No.2 郡山城跡
	No.3 大池(勝間田池)
	No.4 秋篠川堤防
主な眺望点	No.5 奈良市西ノ京地区 (近隣住宅地)
	No.6 奈良市柏木地区 (近隣住宅地)
	No.7 国道24号八条高架橋
	No.8 大和郡山市 九条スポーツセンターグラウンド
	No.9 奈良市五条地区 唐招提寺駐車場



出典:「国土地理院」電子地形図25000

# 景観資源及び眺望点の予測結果

(※配慮書 6-46～54頁)

項目	No.1 羅城門橋	No.2 郡山城跡
<p>A案 (リサイクル施設：無)</p>		
<p>B案 (リサイクル施設：有)</p>		

注：煙突の影は上端から高さ70m,59m,50mとした場合を示す。  
 計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

# 景観資源及び眺望点の予測結果

(※配慮書 6-46～54頁)

項目	No.3 大池(勝間田池)	No.4 秋篠川堤防
<p>A案 (リサイクル施設: 無)</p>		
<p>B案 (リサイクル施設: 有)</p>		

注: 煙突の影は上端から高さ70m,59m,50mとした場合を示す。  
計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

# 景観資源及び眺望点の予測結果

(※配慮書 6-46～54頁)

項目	No.5 奈良市西ノ京地区 (近隣住宅地)	No.6 奈良市柏木地区 (近隣住宅地)
<p>A案 (リサイクル施設: 無)</p>		
<p>B案 (リサイクル施設: 有)</p>		

注: 煙突の影は上端から高さ70m,59m,50mとした場合を示す。  
計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

# 景観資源及び眺望点の予測結果



(※配慮書 6-46～54頁)

項目	No.7 国道24号八条高架橋	No.8 大和郡山市 九条スポーツセンターグラウンド
<p>A案 (リサイクル施設: 無)</p>		
<p>B案 (リサイクル施設: 有)</p>		

注: 煙突の影は上端から高さ70m,59m,50mとした場合を示す。  
計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

# 景観資源及び眺望点の予測結果

(※配慮書 6-46～54頁)

項目	No.9 奈良市五条地区 唐招提寺駐車場
A案 (リサイクル施設: 無)	
B案 (リサイクル施設: 有)	

注: 煙突の影は上端から高さ70m,59m,50mとした場合を示す。  
計画施設の形状、色彩は現段階での想定であり、今後の事業計画において検討する。

# 各予測地点からの仰角の予測結果

(※配慮書 6-55, 6-56頁)

単位: °

予測地点	煙突高 (m)	A案 (リサイクル施設:無)			B案 (リサイクル施設:有)					
		焼却施設	管理棟	煙突	焼却施設	リサイクル施設	管理棟	事務厚生棟	駐車場棟	煙突
No.1 羅城門橋	50	1.8	0.3	2.6	1.8	0.9	0.3	0.3	0.8	2.6
	59			3.1						3.1
	70			3.8						3.8
No.2 郡山城跡	50	0.3	-0.5	0.8	0.3	-0.1	-0.5	-0.5	-0.1	0.8
	59			1.1						1.1
	70			1.5						1.5
No.3 大池(勝間田池)	50	0.8	-0.2	1.3	0.8	0.2	-0.2	-0.2	0.2	1.3
	59			1.6						1.6
	70			2.0						2.0
No.4 秋篠川堤防	50	3.2	0.7	4.1	3.1	1.7	0.5	0.6	1.7	4.1
	59			4.9						4.9
	70			5.8						5.8
No.5 奈良市西ノ京地区 (近隣住宅地)	50	3.7	1.0	5.0	3.5	2.4	1.1	1.3	2.7	5.0
	59			5.9						5.9
	70			7.0						7.0
No.6 奈良市柏木地区 (近隣住宅地)	50	7.8	2.0	10.8	7.8	6.1	3.3	3.9	6.8	10.8
	59			12.6						12.6
	70			14.8						14.8
No.7 国道24号八条高架橋	50	3.9	0.6	6.0	3.9	2.1	0.8	0.7	2.0	6.0
	59			7.1						7.1
	70			8.5						8.5
No.8 大和郡山市 九条スポーツセンターグラウンド	50	5.0	0.2	6.8	5.0	1.7	0.1	0.1	1.4	6.8
	59			8.2						8.2
	70			10.0						10.0
No.9 奈良市五条地区 唐招提寺駐車場	50	1.1	0.1	1.6	1.1	0.5	0.1	0.1	0.5	1.6
	59			2.0						2.0
	70			2.4						2.4
No.10 奈良県立奈良養護学校	50	30.2	19.1	16.7	30.2	8.5	2.8	2.5	5.4	16.7
	59			19.4						19.4
	70			22.7						22.7

注:      は仰角6°以上となったものを示す。

     は対象事業実施想定区域内の他の施設に遮蔽され、直接視認できないと予測されたが、参考までに仰角の数値を示した。

・A案、B案について概ね同様の傾向となり、距離の短いNo.5、No.6、No.7、No.8、No.10では、仰角は6°以上となり、煙突や施設の存在から圧迫感を受けるようになるものと考えられ、No.10では、いずれの対象にあっても仰角は最大となった。

# 複数案間による影響程度の比較(景観)

(※配慮書 6-57頁)

区分	モニタージュ写真による評価		仰角による評価	
	A案 (リサイクル施設無) 煙突高さ：50m,59m,70m	B案 (リサイクル施設有) 煙突高さ：50m,59m,70m	A案 (リサイクル施設無) 煙突高さ： 50m,59m,70m	B案 (リサイクル施設有) 煙突高さ： 50m,59m,70m
No.1 羅城門橋 No.2 郡山城跡 No.3 大池(勝間田池)	焼却施設や煙突などが視認できると予測されるが、計画施設まで距離があることから、眺望の変化は小さいと予測される No.2地点において、煙突高さ70mの場合は山の稜線を超える		いずれの場合においても仰角は6°以下であり、さほど圧迫感を受けない また、複数案間で大きな差はない	
No.4 秋篠川堤防	焼却施設や煙突が視認でき、焼却施設の視野に占める割合は大きくなる 煙突はいずれの高さでも山の稜線を超える			
No.5 奈良市西ノ京地区 (近隣住宅地) No.6 奈良市柏木地区 (近隣住宅地)	焼却施設、煙突などがともに視認でき、視野に占める割合は大きくなる			
No.7 国道24号八条高架橋	焼却施設や煙突などが視認でき。視野に占める割合は大きい 焼却施設や煙突は山の稜線を超える		焼却施設、煙突などをみた場合、圧迫感を受けるようになるものと考えられる B案についても同様の傾向となった	
No.8 大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド	フォトモニタージュでは焼却施設が前面の樹木により遮断され、煙突のみが視認できると予測 グラウンド内の他の地点からは焼却施設が視認できると考えられるが、実施区域のとの標高差により、焼却施設の上部に限り視認出来ると予測			
No.9 奈良市五条地区 唐招提寺駐車場	実施区域との間の家屋、樹木等により焼却施設や煙突は視認できない		参考までに仰角を求めた結果、3°未満であった	
No.10 奈良県立 奈良養護学校	—		A案、B案ともに、いずれの場合にあっても仰角は最大となった	



## 審査部会における意見概要、事業者の見解(景観)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>羅城門橋からの景観について、奥に見える山は何ですか。</p>	<p>平城山丘陵(ならやまきゅうりょう)です。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>羅城門橋から見て、平城京の施設は何か見えますか。</p>	<p>大極殿がうっすらと見えます。</p>	
<p>大池(勝間田池)からの景観について、新クリーンセンターの煙突はどのあたりに見えてきますか。</p>	<p>大和郡山市清掃センターの煙突より北側(大池から東を向いて場合左側)になる予定です。できる限り景観に配慮した形態にしたいと考えています。</p>	
<p>大和郡山市清掃センターの煙突の高さは何mですか。</p>	<p>かさ上げした地面(GL:グランドレベル)から59mです。</p>	

## 審査部会における意見概要、事業者の見解(悪臭)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>焼却場の稼働時の計画段階配慮事項に悪臭が選定されていないです。排ガスの臭気要因として二酸化窒素、硫黄酸化物、塩化水素ガスなどを挙げており、排出濃度を低下させる計画があることを、選定しない理由としています。ごみピットから漏洩する悪臭が周辺環境に及ぼす影響は、配慮する必要はないでしょうか。</p>	<p>本配慮書では、事業計画の早期の段階から、重大な環境影響評価の回避・低減を図るため、複数案の比較・検討を行ったものです。</p> <p>悪臭の影響については、方法書以降の手続きにおいて、事業計画の熟度を高め、計画施設からの臭気の漏洩、排気ガスの臭気に着目したうえで環境要素として、選定します。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>A, B案で、ごみピット(悪臭が発生しやすい場所)の想定位置を掲載してほしいです。</p>	<p>想定位置につきましては、今後策定予定の施設整備計画などにおいて検討し、明らかにしてまいります。</p>	

## 審査部会における意見概要、事業者の見解(動物)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>重要な動物種をもう少し、減らせるのではないのでしょうか？例えば、現地は森林ではないため、森林に依存する鳥であれば、キツツキの仲間とか、昆虫ではアカシジミなどが除外できる種としてあげられます。他にも、除いて良い種はいくつもあると思います。</p>	<p>重要な動物種については、「奈良県版レッドデータブック2016改訂版」(平成29年 奈良県)において、奈良市及び大和郡山市で生息が確認されている動物種のうち、対象事業実施想定区域及び周辺と異なる環境(山地、山脈及び源流部等)でのみ生息が確認されている動物種は除外し、整理しました。</p> <p>今後、環境影響評価方法書の手続きにおいて、動物、植物、生態系に係る現地調査の内容を計画し、準備書においては、現地調査結果に基づく重要種をお示しできると考えています。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>

# 審査部会における意見概要、事業者の見解(その他事業計画)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>計画段階配慮事項の選定において、水質については選定する必要はないですか。</p>	<p>計画段階環境配慮書では、重大な環境影響の有無の把握、複数案の比較を目的としています。また、施設の稼働時において、プラント系排水は処理後、場内再利用、余剰分を下水道へ放流することを想定しており、工事中の降雨時の濁水の影響はA案・B案、どの煙突高さを採用した場合も差がないことから、水質を選定していません。ただし、今後方法書以降の手続きにおいて、水質を選定しないということではありません。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>煙突高さについて、59mより高い煙突というのはあまり見ませんが、70mで予測した理由は。</p>	<p>煙突高さを高くすればするほど、薄く広く拡散し寄与濃度は低くなります。その拡散の程度の確認のために70mを設定しました。</p>	
<p>単なるごみ処理施設ではなく資源循環と脱炭素の両立、災害時のエネルギー供給施設としての役割などを目標として掲げているため、B案を魅力的にみせるために、技術指針にない項目ではありますが、炭素生成・脱炭素的側面に関することを記載してはどうですか。</p> <p>住民の方々は車の専門であったり、電気製品の専門であったり、それぞれの業界で脱炭素に取り組んでいる。そういった方々とコミュニケーションをとっていてもよいかと思います。</p>	<p>将来の話であるため具体性に欠ける部分もありますが、今後、検討していきたいと考えます。</p>	

# 審査部会における意見概要、事業者の見解(その他事業計画)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>地域還元、周辺環境整備を含めた計画について、別の委員会等がありますか。</p>	<p>別の委員会等ではないが、大和郡山市、斑鳩町とどういった施設が良いかという、自治体同士の話し合いは進めています。また、自治会の説明会・意見交換会のなかでもそういった問いかけはしています。施設を建てることによって、例えば、地元の七条地区や九条地区がより発展していくような施設にしなければならないということは、大和郡山市、斑鳩町とも認識を共通しているところです。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>平成29年の公募実施について、今の対象事業実施区域の地区は、公募に応募された地区ですか。他に応募された地区はあったのでしょうか。</p>	<p>応募された地区ではありません。</p>	
<p>現在の候補地合意は取れていますか。</p>	<p>地元との協議は、継続し実施しています。現有施設が老朽化している現状も含め、新しい施設がどこかには必要ということもあります。今後、合意形成に向け、例えば最新施設の見学に地元の方と参加していくなどの機会も創出していきたいと考えています。</p>	
<p>斑鳩町の施設は平成24年3月に廃止となっているが、現在の処理はどうしていますか。</p>	<p>自区外処理となっています。</p>	
<p>平成25年3月時点の候補地以外が現在となっていますが、当初の候補地では反対があったのでしょうか。</p>	<p>当初の候補地を選定したものの、なかなかうまく調整できませんでした。現在の候補地の七条地区の地元の方々とも協議・調整は継続しています。</p>	

# 審査部会における意見概要、事業者の見解(その他事業計画)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>当初5市町で広域化を目指しておられたが、生駒市と平群町は現在どういった立場でしょうか。</p>	<p>生駒市については、現在の施設の基幹改修の時期が近づいているため、タイミングが合わず合流には至りませんでした。平群町については、現施設の稼働からかなりの期間が経過しており、10年後の竣工予定では間に合わないということで、合流には至りませんでした。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>処理対象となっている可燃物について、3市町で分別ルールが違うと思いますが、どうしていくのでしょうか。</p> <p>また、処理量の計算はどう算出されたのでしょうか。</p>	<p>分別ルールに関しては、今後の施設整備基本計画等の中で具体的な議論を重ねていきます。(分別ルールについては、例えば、プラスチックの処理について、プラスチック製容器包装として、回収している自治体もあれば、可燃物として焼却している自治体もあります。)</p> <p>処理量については、各市町分別ルールが異なり、各5市町の焼却ごみ量実績での想定を行いました。</p>	
<p>B案になった場合、交通量は変わってきますか。</p> <p>5市町村合同の前提条件で、1日当たり最大3142台(往復)の車両台数が予想されており、生駒市と平群町は合流しないとのことなので、B案になった場合でも、この最大車両台数を超えないと想定(影響評価としては安全側を想定)してよいでしょうか。</p>	<p>交通量は変わります。</p> <p>詳細は、今後の施設整備計画などにおいて検討を行ってまいります。</p>	
<p>熱回収、エネルギー回収は行いますか。</p>	<p>熱回収、エネルギー回収についても、今後の検討となりますが、焼却施設での熱回収を想定しています。</p>	
<p>リサイクル施設、処理方式については、どの段階で決まりますか。</p>	<p>令和12年度の稼働を目指しているため、大和郡山市、斑鳩町と調整を図っていきたいと考えています。</p>	

# 審査部会における意見概要、事業者の見解(その他事業計画)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>5市町村合同の前提条件に基づく処理能力(586t/日)を設定しているようですが、生駒市と平群町は合流しないとのことなので、諸元の見直しの必要はないのでしょうか。</p>	<p>諸元の詳細は、今後の施設整備計画などにおいて検討を行ってまいります。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>新設市道が接続される予定の県道奈良大和郡山斑鳩線について、北側の「薬師寺東口交差点」、南側の「奈良口交差点」は、「地域の主要渋滞箇所」に位置づけられているため、収集・運搬計画の検討にあたっては、ご配慮いただきたい。</p>	<p>ご指摘の交差点については、今後3市町で協議し、収集・運搬計画の検討にあたって、配慮します。</p>	
<p>複数案のうち、B案のリサイクル施設とは、どんなイメージでしょうか。NIMBY(ニンビー)施設からの脱却が求められている中、脱炭素のためのエネルギーを生成しつつ、地域の循環施設の拠点として機能するような、今後の何らかのビジョンはあるのでしょうか。</p>	<p>リサイクル施設では現在、破碎・選別が中心と想定していますが、NIMBY施設から脱却して、エネルギーを生み出せる施設を作りたい、という思いはあります。ただ、具体的なビジョンというのは決まっておきませんので、今後、検討していきたいと考えます。</p>	
<p>新クリーンセンターは「災害に強く防災対策機能を備えた施設」とありますが、災害廃棄物のストックヤードといったものも計画されているのでしょうか。</p>	<p>災害時にどれぐらいのストックヤードの面積が必要か、模索している段階です。建物自体は災害に強いものを作る予定ですが、災害時に、廃棄物処理の拠点となるような施設を作りたいと考えます。</p>	

## 4. 環境影響の総合評価

(※配慮書 7-1頁)

複数案	煙突高さ(m)		
	50	59	70
<p>大気質 (焼却場の稼働)</p>	<p>各予測項目ともに、最大着地濃度は、煙突高さ50mが煙突高さ59m、70mに比べ高くなる傾向がみられた。ただし、いずれもバックグラウンド濃度に比べ低く、将来濃度(年平均値)はバックグラウンド濃度と同程度の値となり、複数案間の影響の程度の差は小さいものと評価した。</p> <p>なお、煙突高さ50mの場合にあって、いずれの予測項目においても環境基準等を下回ると評価され、重大な環境影響はないものとする。</p>		
複数案	A案 (リサイクル施設無) 煙突高さ：50m,59m,70m	B案 (リサイクル施設有) 煙突高さ：50m,59m,70m	
<p>景観 (焼却場の存在)</p>	<p>予測地点のうち、いずれの案であっても眺望景観が変化し、圧迫感を受けようになるものと考えられる地点が存在するが、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮することにより、重大な環境影響はないものとする。</p> <p>煙突高さについては、圧迫感を受けようになる地点があり、山の稜線を超える場合もみられた。煙突高さの決定に際しては、対象事業実施想定区域が、薬師寺、唐招提寺が位置する西ノ京エリアにあることを踏まえておく必要がある。</p>		



# 5. 審査部会における部会意見(案)

## 1 大気質について

### 大気質に関する部会意見

ア 今後の施設整備計画等において定める環境保全目標値（自主管理値）について、実際に施設から排出されるガスの最大濃度を想定し、最大着地濃度を考慮した上で環境影響評価を実施すること。

イ 施設の配置について、選定されている複数案に留まらず、対象事業実施想定区域の地理的条件等から予測される逆転層の形成についても十分考慮した上で、施設配置及び煙突の高さを検討し、環境影響評価を実施すること。

# 5. 審査部会における部会意見(案)

## 2 景観について

### 景観に関する部会意見

- ア 施設の存在による景観への影響について、仰角予測を行っている奈良県立奈良養護学校についても、フォトモンタージュを作成する等、環境影響評価を実施すること。
- イ 計画建物の大きさ、形状、デザインについて、対象事業実施想定区域の浸水リスク、現実的な地盤高を考慮した上で、環境影響評価を実施すること。